

玄海原発 リラッキング・乾式貯蔵施設建設を認めないでください 核のごみをこれ以上増やしてはならない

2018年7月26日

佐賀県知事 山口祥義 様

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会／プルサーマルと佐賀県の100年を考える会
玄海原発反対からつ事務所／原発を考える鳥栖の会／今を生きる会／原発知っちょる会
風ふくおかの会／戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会／たんぼぼとりで
東区から玄海原発の廃炉を考える会／福岡で福島を考える会／あしたの命を考える会／怒髪天を衝く会

【 要請事項 】

玄海原発の使用済み核燃料のリラッキング及び乾式貯蔵施設の建設を認めないでください。

【 要請理由 】

九州電力は多くの住民の反対の声を無視して、玄海原発3・4号機を再稼働させました。

稼働させれば必ず出てくる使用済み核燃料の搬出先とされる青森県六ヶ所村の再処理工場の使用済み燃料プールはすでに満杯(98.9%)です。玄海のプールも 8割(管理容量 1130tU に対して貯蔵量 900tU＝電事連 2017年10月24日付資料)がすでに埋まっており、稼働後5～7年で満杯となります。それ以上は稼働させられなくなることから、九電は燃料をぎゅうぎゅうに詰め直しリラッキングと、新たな「乾式貯蔵施設」の建設を検討しています。

しかし、核燃料サイクルは実質的に破綻しており、核のごみが玄海の地に半永久的にとどめおかれることになりかねません。核のごみをこれ以上増やすことは未来の世代に対してあまりに無責任です。

私たちは以下の理由からこれらに反対します。

(1) 使用済み核燃料が半永久的にとどめ置かれることになる

乾式貯蔵施設の貯蔵期間は、九州電力は示していませんが、関西電力は「約 30～50 年」としています。しかし、再処理工場ははまだ稼働の目処が立たず、原発敷地で保管した後に搬出できる保証はなく、そのまま最終処分施設となる可能性が高まっています。

佐賀県は玄海町に4基の原発を受け入れてきましたが、その前提は使用済み核燃料については県内にとどめ置くという約束はしていないということです。

(2) 金属キャスクは蓋を開けて点検・修理ができない

乾式貯蔵施設で使用済み燃料を収容する金属キャスクは、一度蓋をしたら搬出先に行くまで、蓋等をあけないとしている(新規制基準)ため、損傷などがあっても蓋を開けて点検・修理ができず、安全は全く保証されていません。また、乾式貯蔵施設に入れる前にプールで 15～20 年冷やす必要があると言われており、プールの危険性もそのまま残ります。

(3) リラッキングにより再臨界のリスクが高まる

リラッキングは核燃料の棚(ラック)の配置間隔を詰めて貯蔵量を 2 倍にするものです。発熱量が高くなり事故時に燃料露出や溶融の時間が早まり、再臨界のリスクも高まるといわれています(2011年7月4日西日本新聞)。福島第一原発の使用済み燃料プールもリラッキングしたものでしたが、その影響について技術的な分析もなされていません。

(4) 使用済みMOX燃料は一層危険

プルサーマル発電をした後の使用済みMOX燃料は、使用済みウラン燃料に比べて発熱量が大きく、プールでは 100 年近く管理が必要と言われています。

そのうえ、使用済み MOX 燃料は現在建設中の「六ヶ所再処理工場」とは別の「第二再処理工場」に搬

出すとしていますが、現在建設の目処も立っていないし、世界中どこにも存在していません。敷地内に一体何年とどめ置くことになるのか、誰も具体的に言えないままです。

(5) 10 万年先の未来の人々にこれ以上押し付けてはならない

そもそも、原発は“トイレなきマンション”と言われるように、その最終的な処分方法も決まらないままに、大量の放射能を含んだ核のゴミを増やし続け、10 万年先の未来の人々にまで負の遺産を押し付けることはあまりにも無責任です。

(6) 知事は新たなものについて「同意するつもりはない」と約束した

山口知事は昨年 4 月 24 日に「再稼働はやむを得ない」と同意を表明した記者会見において「もし仮に、今新たに原子力発電所をつくるという判断を求められたとしても、私は決して同意するつもりはありません。しかし、私が愛する佐賀県には、現に玄海原子力発電所が存在しています…」と述べました。昨年 5 月 16 日の定例会見では記者からの「(核のゴミについて)新たなものは受け入れたくないという考えに変わりはないか」との質問に対して、4 月 24 日の会見時の言葉を引用して、「基本的な方向はそういったことでご理解いただきたい」と答えました。乾式貯蔵施設も新たな原子力施設です。

リラッキング、乾式貯蔵施設建設ともに、九州電力との安全協定上の事前了解事項です。県民の安全・安心を守る立場から、知事がこれらを認めないよう求めます。

【 質問事項 】

(1) 知事は記者会見で、核のごみを含めた新たな原子力施設の建設について「同意するつもりはない」という発言をしているが、九電が新たに建設しようとしている乾式貯蔵施設についても新たな原子力施設と理解していいか。「いいえ」の場合、その理由も示されたい。

(2) 使用済み核燃料の処分について、敷地内・敷地外、県内・県外、期間等、九電とどのように約束してきたのか、具体的に示されたい。

(3) 2015 年 11 月、九電は敷地内外での乾式貯蔵施設建設を検討中であることを公表した。佐賀県はこのことに抗議をしたが、その内容は、九電から県に事前に説明があったが県として公表していなかったことを九電が先に公表したことに対する抗議だった。現在も県と九電は県民に公表しないままに使用済み燃料問題について協議を行っていると推測される。それはいつどのような内容なのか示されたい。

(4) 3 号機で使用している MOX 燃料はあと 2 サイクルで、使用済み MOX 燃料となる。それは燃料プールに何年貯蔵する計画か。搬出先とする第二再処理工場はいつ完成し、運用可能状態となる予定か。

(5) 他の電力会社が保有するプルトニウムを玄海原発などで MOX 燃料として使って消費するよう、政府が電力会社に検討を求めているという(2018 年 6 月 10 日、日経新聞)。実施されれば、処理できない使用済み核燃料がさらに玄海の地にとどめ置かれることになる。県としてはどのように対処するのか。

(6) 九電は玄海原発に隣接する 12ha の敷地で「重大事故時の資材置き場」等として用地整備を進めている。県はこの土地の開発に許可を与えているが、それはどういうものか。乾式貯蔵施設建設等に用途変更することはないのか。

(7) リラッキングによる危険性はどのように県として検証しているのか。また、福島第一原発の使用済み燃料プールのリラッキングによる影響はどのようなものか。

以上の要請と質問に対して、2 週間以内の文書回答を求めます。